

The background is a detailed illustration of a pond ecosystem. It features a variety of animals including a dragonfly, a butterfly, a snake, several frogs, and a turtle. The scene is filled with large green lily pads and white water lilies. The overall style is traditional Japanese ink and wash painting.

自然再生推進法 と 自然再生事業

自然再生推進法成立の背景～政府の動き～

平成13年5月

小泉総理大臣所信表明演説

「21世紀に生きる子孫へ、恵み豊かな環境を確実に引き継ぎ、自然との共生が可能となる社会を実現したい。」

平成13年7月

「21世紀『環の国』づくり会議」報告

「順応的管理の手法を取り入れて積極的に自然を再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」の推進が必要」と提言

平成13年12月

「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申

「海岸・浅海域等の水系域や都市域など既に自然の消失・劣化が進んだ地域では自然の再生や修復が重要な課題である。自然の再生、修復の有力な手法の一つに、地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、(略)」

平成14年3月

新・生物多様性国家戦略(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

「自然再生」を今後展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置づけ。その具体策である「自然再生事業」を「過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う」と規定。

新・生物多様性国家戦略における 3つの目標と施策の方向

3つの目標

種・生態系の保全

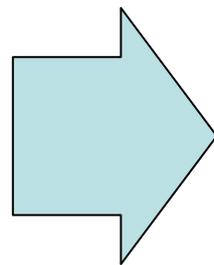
地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全

絶滅の防止と回復

新たな種の絶滅を防止するとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図る

持続可能な利用

生物多様性の減少をもたらさない持続可能な利用を行う



施策の大きな方向

保全の強化

保護地域制度の強化、指定拡充
科学的データに基づく保護管理の充実、
絶滅防止対策、移入種対策etc.

自然の再生

今までの自然資源の収奪、自然破壊から
展開し、人間が自然の再生プロセスを手助
けし自然の再生・修復を進める。

持続可能な利用

里山など人間の管理により維持されてきた
自然を守るため、これらの管理(利用)を支
援。環境アセスメント制度等を活用。

私たちは何をなすべきか

～ 7つの提案～

- 絶滅防止と生態系の保全
- 里地里山の保全
- **自然の再生**
- 移入種対策
- モニタリングサイト1000
- 市民参加・環境学習
- 国際協力

これらは、
今後5年間に
速やかに
着手し
着実に推進

自然再生推進法成立の背景～国会の動き～

平成13年10月

与党「環境施策に関するプロジェクトチーム」

自然再生を推進するための法案の検討が開始

平成14年5月

与党「自然再生推進法案(仮称)」を作成

各党内や与党PTでの議論、関係各省、NGOからのヒアリングを経て与党案作成

平成14年6～7月

与党と民主党の間で法案について調整

独自に検討を進めていた民主党と調整を行い、法の目的等に「生物多様性の確保」の追加、「自然再生専門家会議」の設置等が盛り込まれる。

平成14年7月

与党及び民主党の関係議員「自然再生推進法案」を国会に提出

平成14年11～12月

「自然再生推進法案」が審議され、12月4日に賛成多数で成立。

衆議院では、自由党の要請により、主務大臣が自然再生事業実施計画に助言を行う際に、自然再生専門家会議の意見を聞くことを義務づけることなどの改正。

参議院では、自然再生協議会の組織・運営の適正化、NPO等の参加の公平性の確保などを求める付帯決議を実施。

自然再生推進法とは

目的(第一条)

自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与。

「基本的方向を定めるとともに、自然再生の基本的枠組み、手順を定めるもの」

「自然再生」とは(第二条)

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全・再生・創出・維持管理すること。

「開発行為の代償措置ではないことを、基本方針に明記」

自然再生推進法が定める基本理念(第3条)

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(自然環境学習)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

自然再生協議会

実施者
(協議会の呼びかけ)

都道府県

市町村

自然再生協議会で行う事務

自然再生全体構想の作成
自然再生事業実施計画の作成
自然再生の実施に係る連絡調整
協議会の組織及び運営に関して必要な
事項の決定

関係行政機関

参加しようとする者(地域住民、NPO等、専門家、土地所有者等、その他)

自然再生全体構想

自然再生の対象となる区域

自然再生の目標

協議会に参加する者の名称又は氏名およびその役割分担

その他自然再生の推進に必要な事項

自然再生実施計画

個々の自然再生事業の対象となる区域

個々の自然再生事業の内容

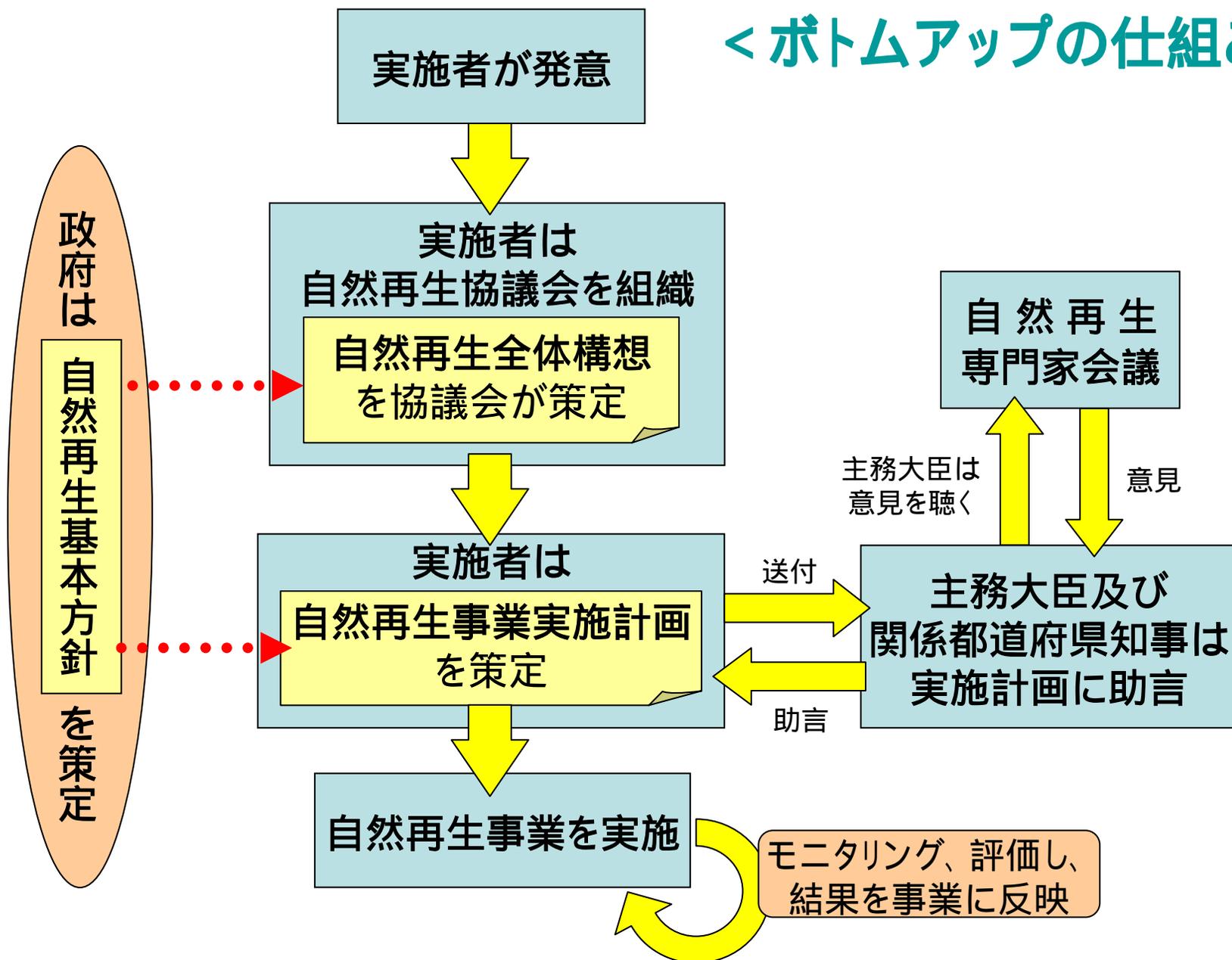
周辺区域の自然環境との関係と自然環境の保全上の
意義・効果

事前調査や事業機関中・実施後のモニタリングの
具体的な計画

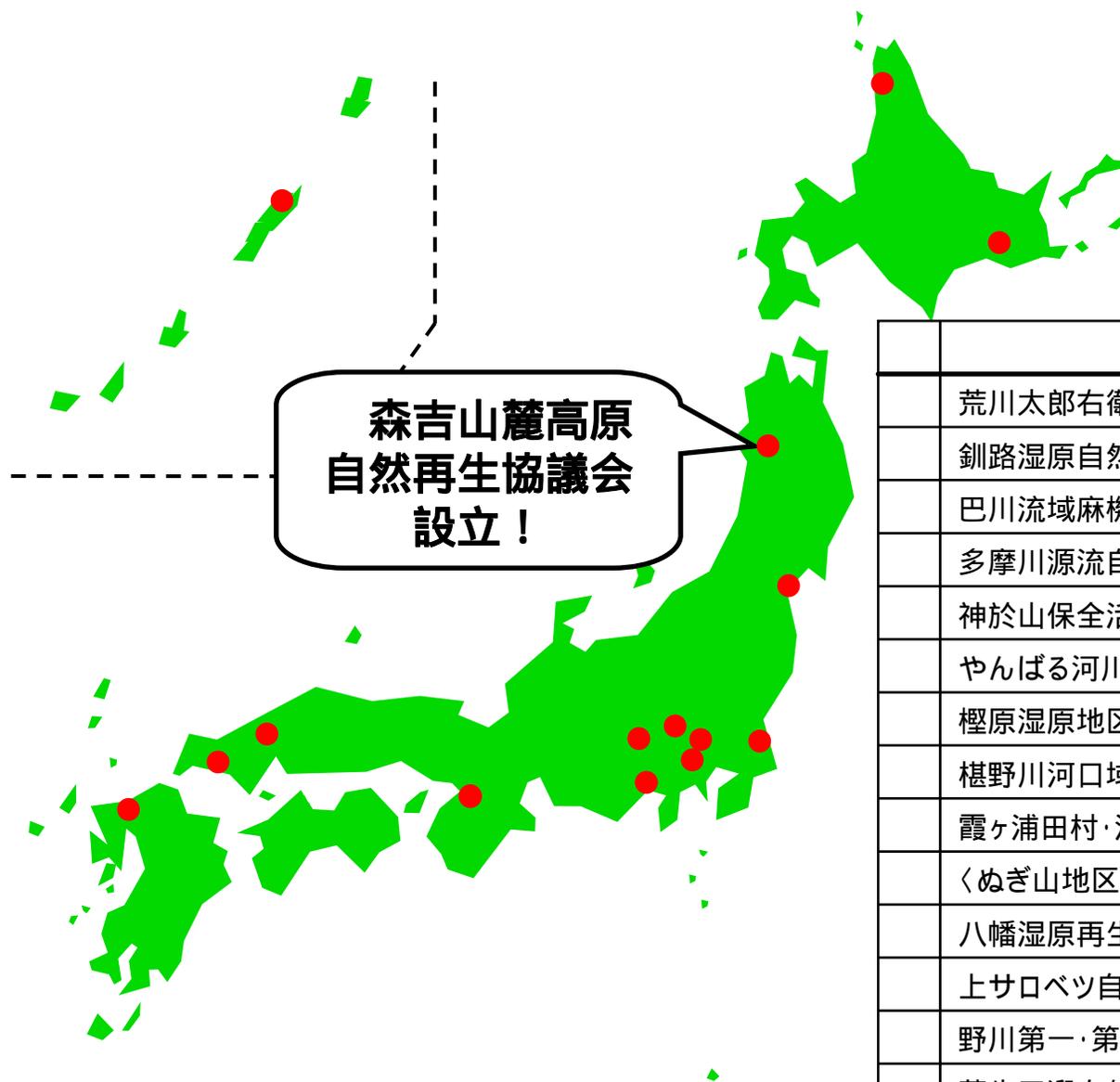
その他自然再生事業の実施に必要な事項

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

<ボトムアップの仕組み>

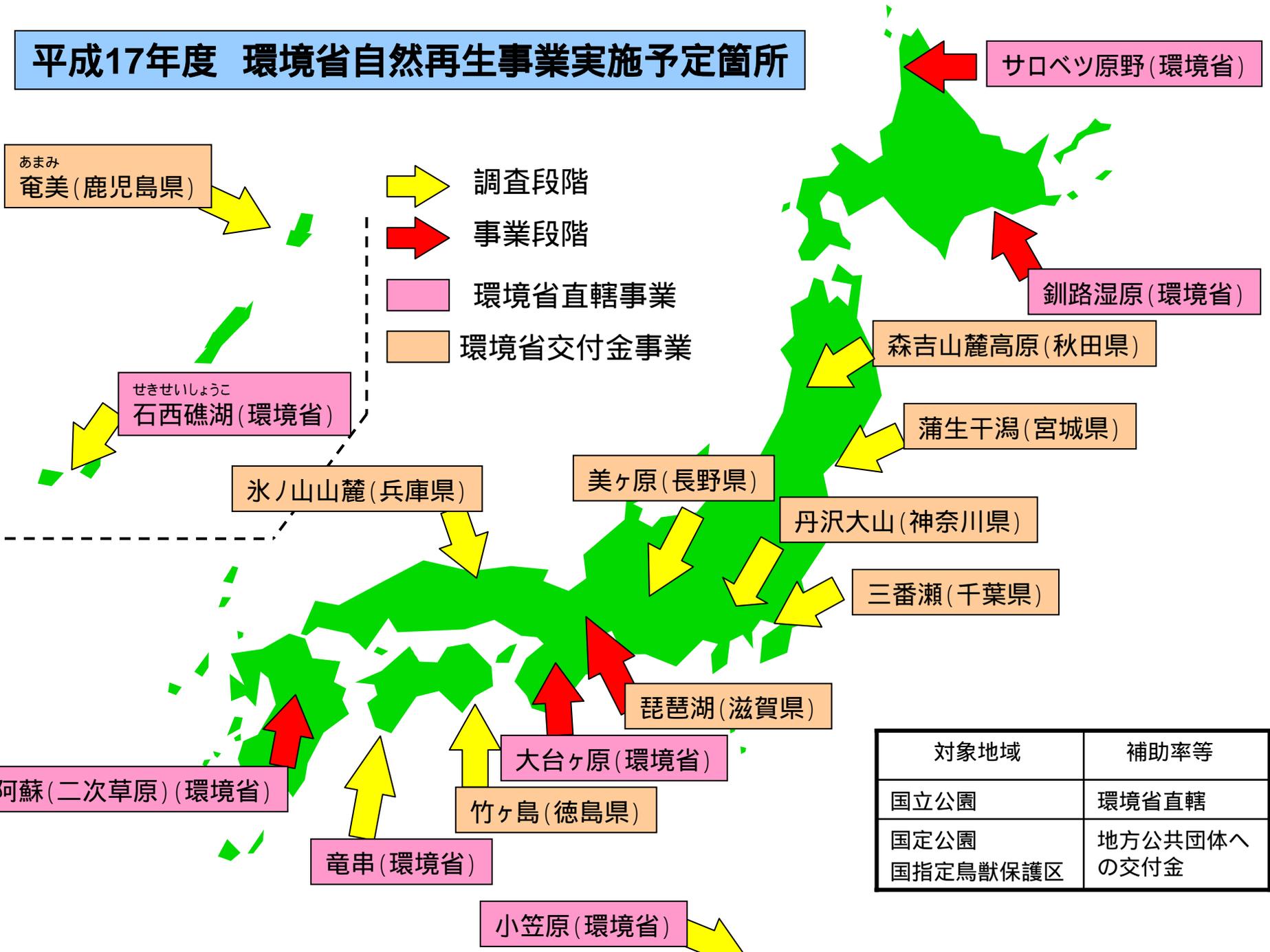


自然再生推進法に基づく協議会の設置状況



	協議会名	設立日
	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
	やんばる河川・海岸自然再生協議会	H16.6.26
	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
	八幡湿原再生協議会	H16.11.7
	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19

平成17年度 環境省自然再生事業実施予定箇所



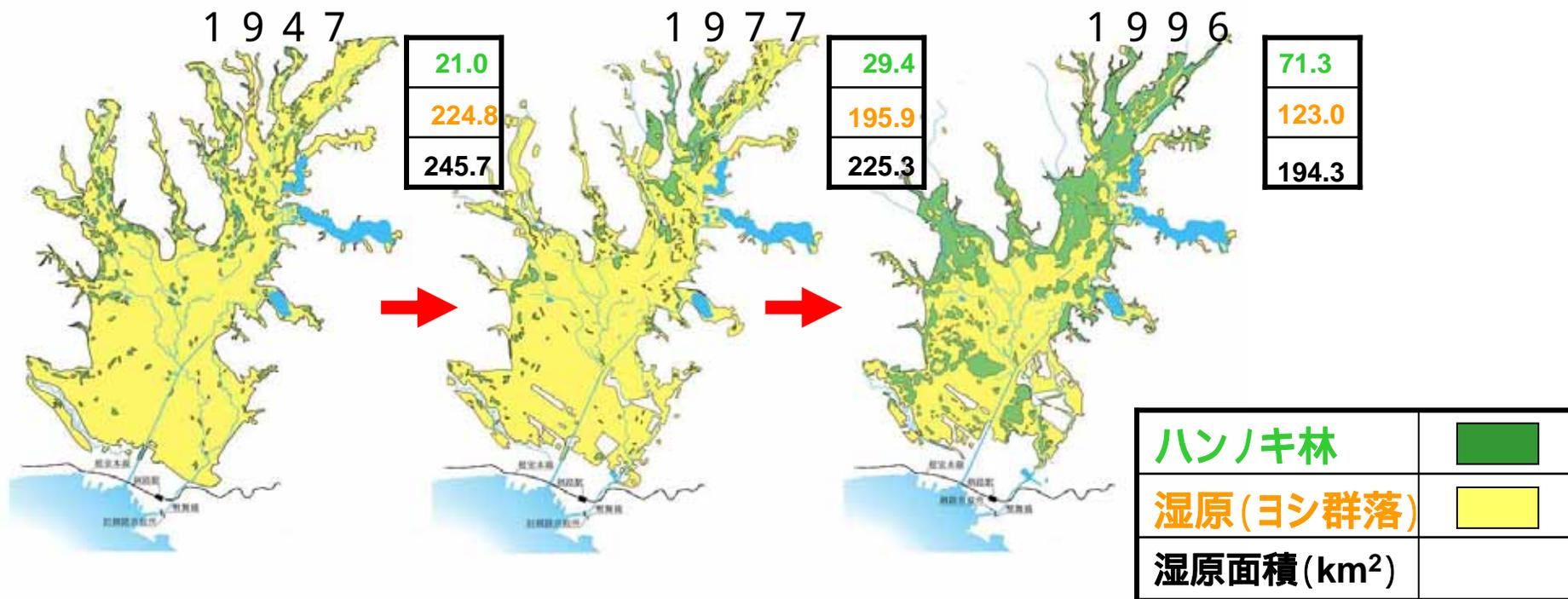
対象地域	補助率等
国立公園	環境省直轄
国定公園 国指定鳥獣保護区	地方公共団体への交付金



湿原の再生 北海道 釧路湿原



湿原植生の著しい変化(ハンノキ林の拡大)



自然再生協議会で議論しつつ、損なわれた湿原植生・野生生物の生息環境等の回復、集水域での自然林の再生等を行う。



地盤の掘り下げによる湿原再生試験地(広里・トリトウシ地域)

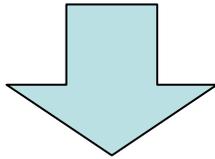


植林地を自然林に戻す再生試験地

(達古武地域)

森林の再生 奈良県 大台ヶ原





大台ヶ原の森林衰退の要因

- 昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木の発生
- ミヤコザサの繁茂による後継となる植物の発芽阻害・生育環境の劣化
- ニホンジカによる採食による木々の枯死・林内植物の消滅
- 利用者による踏みつけによる土壌への影響等



シカによる樹皮はぎ



防鹿柵とトウヒの植栽



トウヒ苗の育苗地

森林再生のための検討

- 昭和61年 トウヒ林保全対策検討会
- 平成13年 ニホンジカ保護管理検討会
- 平成14年 自然再生検討会
- 平成17年 自然再生推進計画策定

再生の具体例

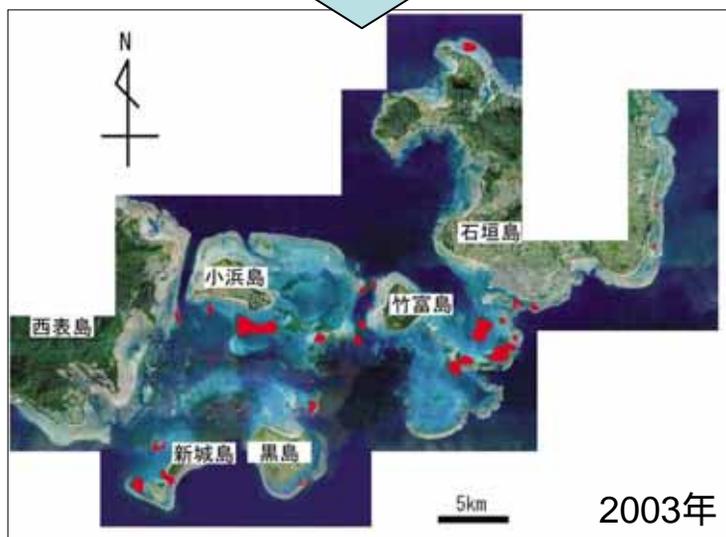
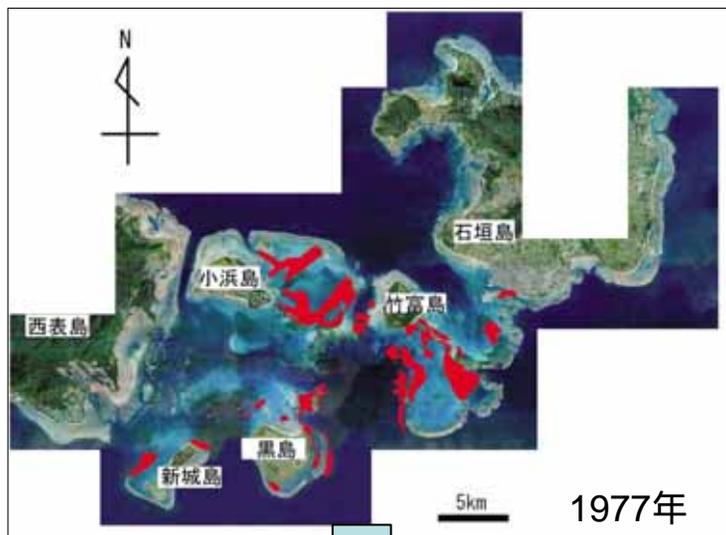
森林の再生を促すための防鹿柵の設置、ラス巻き等を行う。



ラス巻き



サンゴ礁の再生 沖縄県 石西礁湖



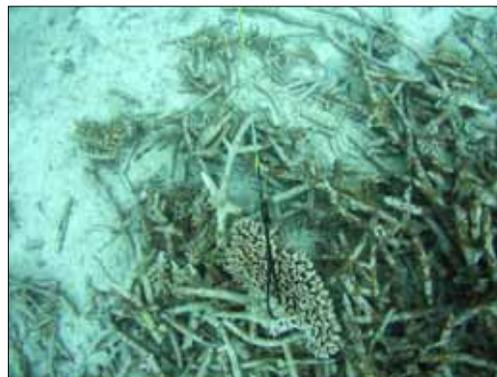
図中の赤地域：枝状ミドリイシ高被度地域

わが国最大規模

石垣島と西表島の間広がるサンゴ礁地帯であり、世界的にも貴重なサンゴ礁の一つ。海中公園地区4ヶ所、213.5ha指定。

大規模被害・衰退

赤土の流出等の陸域からの環境負荷、オニヒトデの大量発生、海水温の上昇に起因する白化現象等により大規模な被害を受け、公園指定当時に比べて大きく衰退。



枝状サンゴの立枯れ



オニヒトデによる食害

自然再生推進計画調査

- 自然環境の現況とその変化
- 変化を引き起こす要因として考えられる物理的及び社会的要素
- 効果的な修復手法等の把握
- マスタープラン最終調整中

自然再生施設の具体例

サンゴ群集を修復するため、一斉産卵時に発生したサンゴの幼生を利用した放流・移植及び着生誘導の手法を用いた着床具の設置等を想定。



一斉産卵時の着床具の設置



着床具



移植した種苗



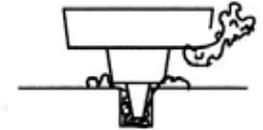
着生後1年目の稚サンゴ



1. 基質に孔を開ける



2. 接着剤を入れる



3. 差し込んで固定

着床具の設置方法



健全な生態系を取り戻すために

そして

次世代を生きる子どもたちのために